

# 中東情勢の緊迫化に伴う適正な請負代金や工期の確保について

## (お知らせ)

令和8年6月  
下 関 市

中東情勢の緊迫化に伴い、石油由来製品の価格の高騰や、資材の納入時期の見通しが立たないなどの影響が懸念されていることから、本市が発注する公共工事において、受注者からの申出に対し、「工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）」等の運用をはじめ、下記のとおり適正に対応することとしていますので、お知らせします。

### 1 スライド条項の適正な運用

(1) 工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用については、「単品スライド運用基準」、及び「単品スライド運用マニュアル」に基づき、適正に運用します。

また、協議の申出時点で、残工期が2ヶ月未満の工事においても、適切に価格転嫁するよう対応します。

(2) 工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用については、「インフレスライドの運用について」、及び「インフレスライド条項運用マニュアル」に基づき、適正に運用します。

(3) スライドに係る手続きを簡素化するため、令和8年3月から、請求等の様式を廃止し、打合せ簿に必要事項を記入する方法に変更するとともに、スライド調書等の様式の削減等の変更を行っています。

※(1)～(3)の運用基準等は、山口県技術管理課ウェブサイトに掲載しています。  
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>)

### 2 適正な工期の設定

(1) 資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう、工期の変更を行います。

(2) 工期の延長等により必要となる経費については、適正に計上します。

以上